

利用料金表

R6.8.1 改正

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金からの介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と居室・食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

介護保険給付基準サービス費

多床室・従来型個室(1日当たり)

(①～④ 単位・⑤⑥円)

	要支援1	要支援2
①介護予防短期入所生活介護費	451	561
②サービス提供体制強化加算 I	22	22
③送迎加算(片道)	184	184
④合計(①+②+③)	657	767
⑤介護報酬金額(④×10.17)	6,682	7,800
⑥自己負担金(⑤×10%)	655	764

* 自己負担額(1割～3割)についてはご利用者ごとに異なります。「負担割合証」をご確認ください。

* 地域区分

高松市が7級地(単価10.17円)に該当することから、実費を除く総額に10%を準じた額(1円未満切り捨て)が利用者負担額になります。

* 介護職員処遇改善加算 I

介護報酬の総額に8.3%を準じて算定した額(四捨五入)の1割が利用者負担となります。

* 介護職員等特定処遇改善加算 I

介護報酬の総額に2.7%を準じて算定した額(四捨五入)の1割が利用者負担となります。

* 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護報酬の総額に1.6%を準じて算定した額(四捨五入)の1割が利用者負担となります。

～その他加算～

・生産性向上推進加算 10単位/月

生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行った場合に加算されます。

・緊急短期入所受入加算 90単位/日

居宅サービス計画書に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に加算されます。

・療養食加算 8単位/回

医師の診断により療養食(糖尿病食、腎臓病食、高脂血症食など特別な食事)を提供した場合に加算されます。

・若年性認知症加算 120単位/日

個別に担当者を決め、その担当者を中心にサービス提供を行った場合に加算されます。

特別養護老人ホーム 竜雲舜虹苑(介護予防短期入所)

* 滞在費、食費にかかる費用については、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載している負担限度額とします。(以下参照)

滞在費(1日当たり)

利用者負担段階	対象者		負担限度額	
			多床室	従来型個室
第1段階	世帯全員が市民税非課税者	老人福祉年金受給者 生活保護受給者	0	380
第2段階		(合計所得金額+課税年金収入額)の 年額が80万以下の者	430	480
第3段階①②		第2段階該当者以外の者	430	880
第4段階	世帯のいずれかが市民税課税者である者		915	1,231

食費(1日当たり)

(円)

利用者負担段階	対象者		負担限度額
第1段階	世帯全員が市民税非課税者	老人福祉年金受給者 生活保護受給者	300
第2段階		(合計所得金額+課税年金収入額)の 年額が80万以下の者	600
第3段階①		(合計所得金額+課税年金収入額)の 年額が80万超120万円以下の者	1,000
第3段階②		(合計所得金額+課税年金収入額)の 120万円超の者	1,300
第4段階	世帯のいずれかが市民税課税者である者		1,445

*滞在費には室料および光熱水費が含まれます。
食費には食材費及び食事の加工賃が含まれます。